

三重県精神障がい者アウトリーチ体制構築事業仕様書

1 趣旨

三重県精神障がい者アウトリーチ体制構築事業の実施について、必要な事項を定める。

2 事業の目的

本事業は、自らの意志では受診が困難な精神障がい者や受療中断者、長期入院の後退院した者等に対して、多職種チームによる訪問支援（以下「アウトリーチ」という。）等により、一定期間、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、地域生活が維持できるように支援するとともにその体制整備を行うことを目的とする。

また、各障害保健福祉圏域において関係機関の連携のもとアウトリーチが実施できることをめざすものである。

3 委託業務

アウトリーチチームを設置し、アウトリーチにより在宅の精神障がい者の生活を支援する業務及び他の障害保健福祉圏域へのアウトリーチチームの設置をめざした研修等を行うこと。

(1) アウトリーチチームの人員配置等

本事業の受託者は、アウトリーチチームの設置にあたって、業務に十分に対応できる人員を確保するとともに、支援体制整備調整者を配置すること。

- ① 従事する職種については、保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士のいずれかの職員が少なくとも1名以上専任で配置されていること。他に臨床心理技術者、相談支援専門員等の専門職やピアサポーターが配置されていることが望ましい。
- ② 精神科医師を1名以上配置することとし、電話等による指示及び往診ができること、個別支援会議への出席等、十分に連携の図れる体制であること。
- ③ 対象となる精神障がい者やその家族等からの相談に十分対応できる体制を確保すること。
- ④ 地域の支援体制づくり及び他の障害福祉圏域へのアウトリーチチームの設置ができるよう、助言・指導を行う支援体制整備調整者を配置すること。
- ⑤ 専用の事務室を備え、1日1回のミーティングと月1回程度定期的に関係者によるケース・カンファレンスを実施すること。

(2) 事業の対象者

本事業の支援対象者は、統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害、認知症による周辺症状（BPSD）がある者及びその疑いのある者で以下のいずれかに該当する者とする。

なお、その他の精神疾患については本事業の継続的な支援提供の対象者とはせ

ず、アウトリーチチームの判断により他の適切な機関等に、迅速に受け渡すこととする。

① 精神医療の受療中断者

精神科医療機関の受診中断、又は服薬中断等により、日常生活上の危機が生じている者。

② 精神疾患が疑われる未受診者

地域生活の維持・継続が困難であり、家族・近隣との間でトラブルが生じるなどの日常生活上の「危機」が発生しており、精神疾患が疑われ、精神科医療の導入が望ましいと判断される者。

なお、対象者が危機と捉えていなくとも、対象者が精神症状の悪化により生活上の困難をきたすと想定される場合も対象とする。

③ 長期入院等の後退院した者や、入院を繰り返す者

精神疾患による長期(概ね1年以上)の入院、又は、入退院を頻繁に繰り返し、病状が不安定な者。

④ ひきこもりの精神障がい者

特に身体疾患等の問題がないにも関わらず、概ね6カ月以上、社会参加活動を行わない状態や自室に閉じこもり家族等との交流がない状態が続いている者で、精神疾患による入院歴又は定期的な通院歴のあるもの又は、症状等から精神疾患が疑われるもの。

(3) アウトリーチチームの活動

アウトリーチチームは、支援対象者について、その家族や地域の関係機関からの情報提供により把握し、保健・医療及び福祉・生活の包括的な支援を行うものとする。

① 支援は、支援対象者が医療機関や障害福祉サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね6カ月を目安とするが、支援期間及び支援終了時期については、個々の状況に応じ、個別支援会議等で十分な協議を行うものとする。

② 支援対象地域については、実施する機関における特性や地理的条件、地域における対象疾患の発生頻度等を踏まえ、訪問による支援が可能な合理的な範囲を予め関係機関と協議の上で実施すること。

③ 本事業の受託者が実施する訪問の際は、必要に応じて保健所保健師等の同行を求めること。

④ 支援体制整備調整者を中心として、在宅の精神障がい者に対して、見守りや声かけなどの支援が行われるよう、保健所や市町と協力し、民生委員や自治会長等に働きかけ、地域の支援体制づくりを行うものとする。

(4) ケース・カンファレンスの開催

本事業の受託者は支援対象者の選定や支援内容の検討、個別支援計画の作成、支援内容の報告等を行うためにケース・カンファレンスを開催するものとする。

① 支援対象者の選定

本事業の受託者がアウトリーチを実施する場合は、家族や地域の関係機関からの情報提供等により把握した内容をもとに事前調査を行い、必要に応じて関係機関と調整のうえ、支援対象者の選定を行うこと。また保健所等の行政機関を参画させて支援対象者を選定することとする。

但し、その後の訪問診療等により、精神疾患以外と確定した対象者においては、以後、アウトリーチは実施できないものとする。

② 支援内容の検討や個別支援計画の作成

本事業の受託者は、個別支援計画の作成や支援内容の検討・評価を行うため、保健所等の行政機関及び関係者等の参画を求め、ケース・カンファレンスを開催するものとする。

また、当該会議は、月1回程度定期的に行うが、対象者の状況に応じて開催回数を増やすことは構わない。

③ 支援内容の報告

支援対象者に対して期間内に行った支援内容については、別に定める様式により毎月県に報告するものとする。

(5) 支援期間および支援終了時期

支援期間および支援終了時期は次のとおりとする。

① 支援対象者が、円滑に医療機関や障害福祉サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね6カ月間を目安とするが、支援期間及び支援終了時期については、個々の状況に応じ、ケース・カンファレンス等で十分な協議を行うものとする。なお、予定した実施期間の終了後も、支援対象者の疾患が重度であるなど、アウトリーチチームでの支援を要する場合は実施期間を延長し支援を行うことが望ましい。

② 支援対象者が下記に該当する場合、アウトリーチチームによる支援は終了となる。なお、対象者から支援再開の申し出があった場合は、速やかに対応するものとする。

ア 支援対象者が支援目標に到達した場合

イ 支援対象者から終了の申し出があった場合

ウ 支援対象者が入院、施設入所した場合

エ 支援対象者が死亡、行方不明となった場合

オ その他、ケース・カンファレンス等で十分な協議を行った結果、終了すべきと判断される場合

③ 支援対象者が診療報酬や自立支援給付による支援につながった（本事業としての支援は終了した）後においても、当分の間、同じチームで対応する可能性も考えられることから、地域との関係者と十分に協議しながら支援継続について検討する。

(6) 個別支援計画

本事業の対象者として支援決定した者については、関係機関等とともに、ケース・カンファレンスを開催し、個別支援計画を作成する。また、必要に応じて、支援内容の検討や個別支援計画の見直しを行うものとする。

(7) 研修及び指導

支援体制整備調整者を中心として、アウトリーチについて関係者の理解を深めるとともに、各障害福祉圏域においてもアウトリーチチームの設置をめざすために以下の取組を行うものとする。

- ① アウトリーチについて、精神保健・福祉・医療関係者の理解を深めるとともに、支援に従事する者の人材養成を図るための研修等を2回以上実施するものとする。
- ② 他の障害福祉圏域へのアウトリーチチームの設置に向けて、要請があれば精神科病院等に対して体制づくりや支援技術について助言・指導を行うものとする。

(8) その他

円滑な事業実施を図る観点から、本事業の受託者は以下のことに努めるものとする。

- ① アウトリーチにおいて、支援の連続性の観点から同一対象者に医療保険、介護保険、自立支援給付等で請求可能な支援が併せて提供される場合が想定されるが、既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。
- ② アウトリーチの実施に当たっては、支援者側の一方的な計画によって行うのではなく、支援対象者や家族等との間に信頼関係を構築するよう努めること。また医療機関や関係機関と連携し、地域生活を維持できるよう生活全般を視野に入れた支援に努めること。
- ③ チームの活動状況等に関する情報提供をするなど、県が実施する評価に協力するものとする。
- ④ 県が関係機関に対して本事業を広く周知するとともに、協力施設の拡充及び支援体制の充実等に取り組む際には、できるかぎり協力すること。
- ⑤ 受託者は、令和3年4月1日から当該事業を円滑に開始できること。

4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 業務の明細

(1) 計画

委託契約締結後、実施計画書（様式第1号）を直ちに提出すること。

(2) 実施方法

本事業の受託者は、市町、障がい福祉サービス事業所、保健所等と連携を図り、三重県精神障がい者アウトリーチ体制構築事業実施要綱に基づき実施すること。

(3) 記録

事業に関わる次の記録書類を作成し、事業終了後5年間適切に保管する。

① 職員勤務表

月及び週毎のチーム職員勤務表（任意様式）を作成し、対象者等に対して職員の勤務日について情報提供できるようにすること。

② 勤務日誌

勤務した日について日誌を作成し、勤務内容（実績）を明らかにしておかなければならない。また、病院等と兼務する職員や非常勤職員の場合、本事業による業務と他業務との勤務日数及び時間を明確に区分すること。

③ 個人記録票

支援内容等について、個人毎に記録票を作成し整理しておかなければならない。

(4) 報告

事業に関わる次の報告を行う。

① 各月毎の事業進捗状況及び活動内容について、事業活動報告（月報）を速やかに提出するものとする。

② 委託期間満了日までに、実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。

③ 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに事業実施変更届を提出し、知事の許可を受けることとする。

6 その他

(1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があること。

(2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする

① 断固として不当介入を拒否すること。

② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③ 委託者に報告すること。

④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(3) 受託者が(2)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(4) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮を提供するなど適切に対応するものとする。

(5) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じる。